

改正

平成20年 2 月 25日規則第 6 号

平成24年 3 月 9 日規則第 4 号

平成28年 3 月 22日規則第15号

令和 4 年 3 月 11日規則第 5 号

名寄市立大学入試センター規則

(設置)

第 1 条 名寄市立大学に、名寄市立大学入試センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 センターは、名寄市立大学（以下「本学」という。）の入学者選抜に関する企画、広報、調査及び分析等を行い、本学における入学者選抜の円滑な実施を図ることを目的とする。

(任務)

第 3 条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる重要事項の審議を行う。

- (1) 入試制度の基本方針の策定、入学者選抜方法の企画及び開発に関すること。
- (2) 入学者選抜に係る広報、調査及び分析に関すること。
- (3) 入学試験に関する諸問題の検討及び処理に関すること。
- (4) 試験問題の作成及び出題者の委嘱に関すること。
- (5) 合格者の判定に関すること。
- (6) その他入試に関すること。

(組織)

第 4 条 センターは、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 事務局長
- (5) 教務部長
- (6) 学生部長

(7) 教養教育部長、栄養学科長、看護学科長、社会福祉学科長、社会保育学科長

(8) 第8条第1項に掲げる入試広報委員会及び入試運営委員会の長

2 前項各号のほか、入試に関し専門知識を有する者を委員に加えることができる。

3 前項の委員は、学長が指名する。

(センター長)

第5条 センターにセンター長を置き、名寄市立大学の学長をもって充てる。

2 センター長は、センター会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。

3 センター長に事故があるときは、副学長がその職務を代行する。ただし、その代行に副学長を充てることができないときは、学長が指名した者がその職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、第4条第1項第8号に掲げる委員の出席がなければ会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 センター長は、必要に応じて委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

(代理出席)

第7条 第4条第1項第7号及び第8号に掲げる委員が、やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、あらかじめセンター長の了解を得た者を代理出席させることができる。

(委員会の設置及び業務)

第8条 適正かつ円滑な入試を行うために、入試広報委員会及び入試運営委員会を置く。

2 前項の委員会は、次の各号に掲げる業務を担う。

(1) 入試広報委員会 入試及び学生募集に係る広報計画の企画立案及び広報活動に関すること。

(2) 入試運営委員会

ア 選抜試験の運営及び実施に関すること。

イ 学生募集要項等の作成に関すること。

ウ 試験問題の作成、問題及び答案の管理に関すること。

エ 判定に係る成績書の作成に関すること。

3 センター長は、前項各号の委員会委員を委嘱するほか、必要に応じて入試に係る専門委員を委嘱し、専門業務を担当させることができる。

(庶務)

第 9 条 センターの庶務は、教務課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、センターの運営及び入試の実施等に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年 2 月 25日規則第 6 号）

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月 9 日規則第 4 号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月 22日規則第15号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 11日規則第 5 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。